

介護テクノロジー導入・業務改善支援センター業務委託における 企画提案募集要項

介護テクノロジー導入・業務改善支援センター業務委託に係る企画提案の募集については、この要項に定めるとおりとする。

1 目的

介護保険法第5条第3項に基づき、介護サービス施設・事業所等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組を促進するため、テクノロジー導入や業務改善の支援を行うワンストップ窓口を設置する。

この企画提案競技では、介護サービス業務に精通するとともに、介護テクノロジー等に関する専門的な知識を有し、施設・事業所等から信頼を得て、業務改善に効果的な助言等を行うことができる提案を企画提案により募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

介護テクノロジー導入・業務改善支援センター業務委託

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和8年4月1日（仮）から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

19,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

(1) 参加資格要件

参加できるものは単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、次のアからカのいずれかに該当する場合は、参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 埼玉県から指名停止措置を受けている者

オ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

カ 埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外を受けている者

(2) コンソーシアムの参加について

コンソーシアムにより提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ずコンソーシアムの代表法人（代表者）を決め、ほかの構成法人についても代表者等を決定すること。

イ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この公募型のプロポーザル方式に参加するものでないこと。

ウ 応募後に代表法人及び構成法人を変更することはできない。

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

(1) 委託候補者の選定

本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定にあたっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に書類にて審査し、その内容が最も優れた提案を行った1者を選定する。

なお、企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に審査委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

評価項目	評価基準
業務内容の理解	① 委託業務の趣旨を十分に理解した企画内容となっているか。
業務遂行能力	② 委託業務を円滑かつ効果的に実施できる組織体制となっているか。
	③ 介護現場の実態や介護業務の内容を熟知しているか。
	④ 業務を遂行するうえで、有用な資格、経歴を持つ担当者を設置するなど業務を適正に実施するための実施体制となっているか。
	⑤ 委託業務スケジュールは、実現可能性のあるものとなっているか。
	⑥ 介護テクノロジー導入・業務改善支援センターの取組（相談窓口、研修の実施等）を広く周知できるような方法等が具体的に提案されているか。
	⑦ 研修について、業務改善を目的とした取り組みであることを踏まえた内容や参加事業所の課題認識及び研修終了後の自走に繋がる具体的な方法が提案されているか。また、回数やスケジュール等が具体的に提案されているか。さらに、介護

企画提案内容	現場における生産性向上支援事業補助金の交付要件として研修の受講が義務付け等された際に、本研修において、その対応が可能なものであること。
	⑧ 介護テクノロジー等の展示、体験方法が具体的に提案されているか。
	⑨ 伴走支援について、介護サービス施設・事業所等の実態把握、課題分析、改善の検討を行えるような方法が具体的に提案されているか。また、対象事業所の実情に応じた方法や回数、スケジュール等が組めるよう柔軟な提案がされているか。
	⑩ 本業務の成果を介護事業所へ広く普及可能な効果的な方法を具体的に提案されているか。
	⑪ その他、業務改善の取組みに対する創意工夫があるか。
経費の妥当性	⑫ 所要経費及び積算根拠が明確に示されており、合理的な内容となっているか。

(5) その他

説明会を行わず、本実施要項及び仕様書に基づき書面審査により実施する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書を提出すること

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、企画提案書は返却しない。

ア 企画提案書（様式1）

イ 基本方針（任意様式）

- ・本業務を実施する上での基本方針及び応募の動機

ウ 事業計画書（別紙1）（別添の仕様書に基づき作成すること。）

- ・本業務を運営管理していく際の管理・実施体制
- ・介護施設の将来像
- ・介護施設の課題
- ・委託業務を効果的に実施するための提案（課題分析、業務改善策、効果検証）
- ・事業の具体的なスケジュール案

エ 業務実績調書（様式2）

- ・令和2年度～令和7年度に国や地方公共団体から受託した業務等に係る実績

オ 法人概要資料（コンソーシアムの場合は代表法人及び構成法人ごとに作成）

- ・法人の登記事項証明書の写し（全部事項証明書。3か月以内に取得したもの）
- ・決算書（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書）
- ・事業実績、組織図、パンフレット等（任意様式）

カ 事業費等見積書（様式任意）

- ・別添の仕様書に基づき作成したもの
- ・見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費

税として加算して記載すること。

(2) 提出部数

1部。

6 質問の受付及び回答

企画提案の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年3月4日（水）から3月6日（金）正午まで

(2) 質問方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

【メール】 a3240-22@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者の法人名を伏せた上で、3月10日（火）までに埼玉県ホームページ内の以下のページに掲載する。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/ictdounyu.html>

7 企画提案書の提出

(1) 提出部数

1部

(2) 提出方法

電子メールにより提出する。

(提出先は下記「11 問合せ先及び書類の提出先」のとおり)

(3) 提出期限

令和8年3月17日（火） 17時まで

(4) 企画提案書の取扱い

ア 県は、提出された企画提案書を、本業務の受託機関の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書は、公平性、透明性を期すために、「埼玉県情報公開条例」等関連規則に基づき公開することがある。

ウ 提出された書類は、本業務の受託機関の選定を行うために必要な範囲又は公開の際に複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

(5) その他

ア 企画提案書及び企画提案書のために作成した資料は、本県の了解なく公表、使用することはできない。

イ 企画提案書の提出は、1法人につき1案とする。

ウ 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

エ 提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限り

ではない。

オ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの、提出書類に不備があるものは無効とする。

8 スケジュール

日 程	内 容
令和8年3月 4日（水）	公告、企画提案書の受付開始
令和8年3月 4日（水）から 3月 6日（金）正午まで	質問事項の受付
令和8年3月10日（火）	質問事項への回答
令和8年3月17日（火）17時まで	企画提案書の提出期限
令和8年3月中旬	選定審査（書類審査）
令和8年3月下旬	委託先の決定・通知

9 委託契約

業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議を行う。協議が整った際は、委託候補者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結する。

10 その他留意事項

- （1）書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部高齢者福祉課長に届け出ること。
- （2）業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。

11 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話：048-830-3254

e-mail：a3240-22@pref.saitama.lg.jp